

決 定 要 旨

被 審 人（本店）東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
（商号）モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

上記被審人に対する平成23年度（判）第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金119万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年10月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第7号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年8月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法第178条第1項第7号に該当

被審人は、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第11条第1号に規定する金融商品取引業者等であり、平成19年1月12日に、内閣総理大臣に対し、各月の15日及び末日を金融商品取引法第27条の26第3項に規定する基準日として届け出た者である。被審人は、金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等を行うことを目的とせず保有する金融商品取引所に上場されている別表1「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、それぞれの「基準日」欄記載の年月日に、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の大量保有報告書又は変更報告書(以下「大量保有報告書等」という。)を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかったものである。

別表1

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
1	扶桑化学工業株式会社	変更報告書 No.12	平成21年 7月15日	平成21年 7月23日	報告義務発生日より前の基準日(金融商品取引法第27条の26第3項に規定する意味を有する。以下同じ。)において発行済株式等総数の6.64%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計32万7400株保有することとなり、発行済株式等総数(630万2200株)の5.20%の大量保有者となった。
2	扶桑化学工業株式会社	変更報告書 No.13	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.20%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計24万3400株保有することとなり、発行済株式等総数(630万2200株)の3.86%の保有者となった。
3	株式会社 鈴木	変更報告書 No.5	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の6.09%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計24万2600株保有することとなり、発行済株式等総数(619万5000株)の3.92%の保有者となった。

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
4	株式会社 遠藤製作所	変更報告書 No.1	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.10%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計29万1600株保有することとなり、発行済株式等総数(944万1800株)の3.09%の保有者となった。
5	株式会社 アクセル	大量保有報告書	平成21年 8月14日	平成21年 8月21日	基準日において株券を合計65万6900株保有することとなり、初めて発行済株式等総数(1257万株)の5%を超える大量保有者となった。
6	富士機械製造 株式会社	変更報告書 No.1	平成21年 10月15日	平成21年 10月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.86%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計338万7400株保有することとなり、発行済株式等総数(4891万1874株)の6.93%の大量保有者となった。

2 法令の適用

上記1の別表1に掲げる事実につき

番号1

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第2号、第130条、
第176条第2項

番号2及び同3

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第2号、第176条第2
項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条
の7第3項第1号

番号4

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第1号、第176条第2
項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条

の 7 第 3 項第 1 号

番号 5

金融商品取引法第 172 条の 7、第 27 条の 26 第 1 項、第 176 条第 2 項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 7 第 3 項第 1 号

番号 6

金融商品取引法第 172 条の 7、第 27 条の 26 第 2 項第 1 号、第 130 条、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 の別表 1 に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、被審人の大量保有報告書等の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における同法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 7 第 3 項第 1 号により定める額）に 10 万分の 1 を乗じて得た額。

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て（別表 2 の「課徴金の額」欄の額）。

別表 2

別表 1 の番号	当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の最終の価格 (円)	当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の最終の価格 × 当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の発行済株式 総数 / 100,000) (円)
1	900	6,302,200	50,000
2	885	6,302,200	50,000
3	501	6,195,000	30,000
4	305	9,441,800	20,000
5	3,660	12,570,000	460,000
6	1,205	48,911,874	580,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て

(注) 最終の価格がないときには、当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日後の直近に金融商品取引所が公表した価格。